

第27回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催
場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー15階 トパーズ15

インターネットにより議決権を行使される方へ

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
(詳しくは、招集ご通知2～3ページをご覧ください。)

当社は、株主総会は株主様と直接お会いし対話ができる大変貴重な機会と考えております。2019年までは、より多くの株主様にご参加いただけるように会場を広げ、100名を超える株主様にご参加いただいております。

しかしながら、本年も新型コロナウイルス感染の影響があり、会場では座席間隔を広くするため、ご入場可能な人数を80名前後とさせていただき、ご来場の株主様にはお土産をご用意しております。

なお、より多くの方にご参加いただくため、本年も昨年に続きインターネットでの株主総会出席及び議決権行使ができる仕組みをご用意いたします。

目次

- 01 第27回定時株主総会招集ご通知
- 06 株主総会参考書類
 - 第1号議案 株式移転計画承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員)1名選任の件
- 64 事業報告
- 83 連結計算書類
- 85 計算書類
- 87 監査報告

今夏
リリース
予定

お客様に“うれしい驚き”を届ける 新ソリューション「WOW engage」

当社はこれまで、コミュニケーションシステム「WEBCAS（ウェブキャス）」シリーズの開発・販売を主力事業として展開してまいりました。「WEBCAS」は多くの企業様からご支持をいただき、2021年10月にはリリースから20周年を迎え、導入実績は8,000社を数えるまでになりました。

当社のクライアント企業様は、集客や売上向上、ブランドのファン育成、お客様との関係構築などを目的に、「WEBCAS」を活用して積極的に顧客とコミュニケーションを図っています。

メールをはじめとする各種メッセージ配信は、このように企業にとって欠かせない手段である一方、昨今は人々が企業から受け取る情報量が爆発的に増加しています。これからの時代において、クライアント企業様がお客様とより良い関係を作るには、「お客様が本当に欲しいと思う情報」を「欲しいタイミング」「欲しい場所」へ届けることがなご一層大切になるのではないかと当社は考えております。そこで、これらを実現する新ソリューション「WOW engage（ワオエンゲージ）」をリリースすることにいたしました。

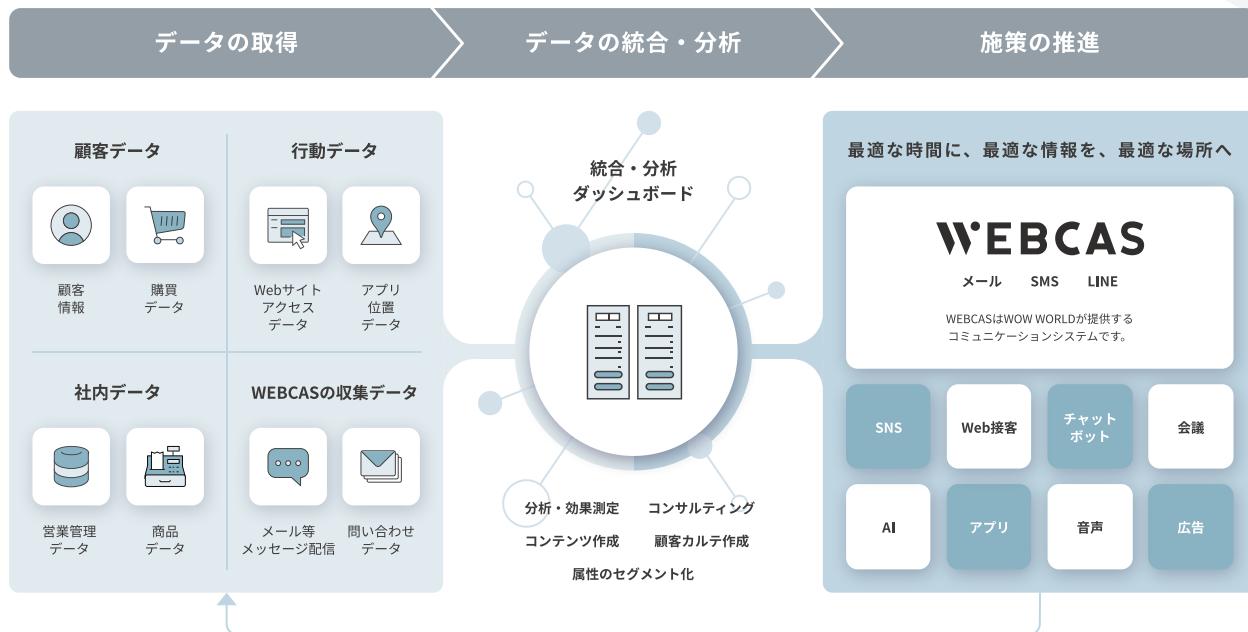
「WOW engage」は、2021年7月に変更したWOW WORLDの社名の一部[“うれしい驚き”を表すWOW]をサービス名に冠したCDP（カスタマーデータプラットフォーム）ソリューションです。企業内に別々で管理されている個人情報や購買情報、Webサイト上の行動履歴などを統合して分析し、お客様に最適な情報を、最適なタイミングで、最適なツールを選択して届けることができますようになります。もちろん、これまでのWEBCASとも強力的に連携します。

当社は「WOW engage」の提供を通して「企業と顧客のちょうどいいコミュニケーション」を実現し、“うれしい驚き”を届ける企業として成長を加速してまいります。

WOW engage

「WOW engage」は、使いやすい管理画面とシンプルな機能のCDPシステム、統計的因果推論等の手法を活用した分析・施策実施の支援、そしてマーケティング設計から導入、定着化までをサポートするソリューションです。

WOW WORLDグループがそれぞれの強みを結集し、クライアント企業様とそのお客様とのマーケティングコミュニケーションを最適化いたします。



サービスの詳細はこちらから

<https://www.wow-engage.jp>

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の「議決権の行使等についてのご案内」をご参考に、2022年6月27日（月曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15 東京都港区高輪四丁目10番30号 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類、監査結果報告の件 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 株式移転計画承認の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員）1名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	2ページに記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会または会計監査人が監査をした書類の一部であります。

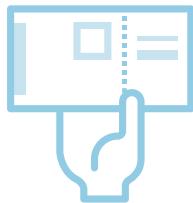
以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（アドレス <https://www.wow-world.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6ページから63ページ）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

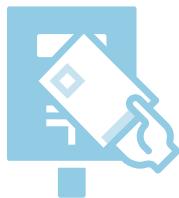
なお、議決権の行使には下記の方法がございます。



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使期限までに到着しなかった場合は、お礼の対象外となりますので、お早目の投函をお願いいたします。

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットによる議決権行使

1. 「WOW WORLD・プレミアム優待倶楽部」から議決権行使する場合
サイトにアクセスいただき、株主様ご本人の「株主番号」と「郵便番号」をご準備していただき、新規会員登録いただくか、または、会員様の場合はログインの上、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※「株主番号」は議決権行使書副票（右側）に記載の数字（8桁）になります。

※「郵便番号」は2022年3月末時点のものを入力願います。

【システムなどに関するお問合せ】

- ・WOW WORLDプレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク
- ・電話 0120-980-965（受付時間 午前9時～午後5時、土日祝日を除く）

議決権行使サイトURL

<https://wow-world.premium-yutaiclub.jp>

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）
午後6時入力完了分

2. 三菱UFJ信託銀行サイトから議決権行使する場合

サイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただくか、「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

※セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

【システムなどに関するお問合せ】

- ・三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
- ・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

議決権行使サイトURL

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）
午後6時入力完了分

※書面とインターネット等（「スマートフォン行使」を含む）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマートフォン行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット等（「スマートフォン行使」を含む）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使によるプレゼントは、有効な議決権行使の方法に対してご提供させていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

■インターネット出席した場合の事前行使の取扱い

事前に議決権行使をいただいたうえで、開催当日、インターネット出席の方法で議決権を行使された場合、インターネット出席での議決権の行使が有効となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

■ご質問の方法、取扱い

「WOW WORLD・プレミアム優待倶楽部」のチャット機能を利用し、質問やコメントをすることができます。ただし、インターネット環境に制限がございますので、ご質問を希望される場合であっても、その全てを受け付け、回答することはいたしかねる場合がある点、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

また、不適切な質問を繰り返すなどして、濫用的な質問であると議長が判断した場合は、当社から当該インターネット出席株主様の通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。

■動議の方法、取扱い

円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主總會の手続きに関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、会場出席株主様から提出いただいたもののみを取り上げ、インターネット出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性のある株主様は、リアル株主總會へご出席くださいますようお願い申し上げます。

■ご注意

開催日当日の議決権行使をご予定の株主様におかれましては、インターネット出席についての各種制限事項や、会場出席との取扱いの違い、通信障害の可能性その他インターネット出席を選択した場合に想定外の不利益が生じる可能性も踏まえて、インターネットでご出席いただくかをご判断くださいますようお願い申し上げます。

事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後、引き続き事業説明会を開催させていただきます。

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）定時株主総会終了後
2. 内 容 株主様向け事業説明会

株式会社WOW WORLD
代表取締役社長 美濃和男

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして

- 感染拡大防止のため、株主様の座席の間隔を確保するため、座席数を80席前後とさせていただき、入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席される株主様におかれましては、マスク着用にご協力をお願いいたします。
- 発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ホームページ (<https://www.wow-world.co.jp/release/>) に掲載させていただきます。

お土産について

今年は、総会ご来場の株主様にはご提出の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、来場記念品をおひとり様につき1つお渡しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

当社は、2022年10月3日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社WOW WORLD GROUP」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」をいいます。）を作成のうえ、2022年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

当社は「人と技術の力で、驚きがあふれるセカイを」のビジョンのもと、「リレーションエンジニアリングで、人と企業の間うれしい「つながり」をつくる」ことをミッションに、お客様との間に、お客様とのお客様との間に、一緒に働く仲間との間に、すべての行動の先にWOW（うれしい驚きの瞬間）があることを目指しております。

上記実現のため「革新的成長へ向けた「もう1つの柱」への挑戦」を掲げ、主な戦略として①既存事業の飛躍的成長、②新規事業「もう1つの柱づくり」及び③財務戦略の最適化を3本柱とし、経営目標の達成に向け取り組んでおります。

持株会社体制に移行することで、M&A推進による更なる戦略的提携を柔軟かつ迅速に実現させつつ、グループ全体の求心力や一体感を高めることでグループ間事業シナジーを発現させ、事業子会社における経営経験の蓄積から次世代グループ経営人材の育成を図ることで、当社グループの企業価値向上及び持続的な成長を目指します。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりありますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である、2022年10月3日を予定しております。

2. 本株式移転計画の内容等

本株式移転計画の内容は、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社WOW WORLD（以下「甲」という。）は、株式移転の方法により、新たに設立する株式会社W

OW WORLD GROUP（以下「乙」という。）を完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、以下のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を定める。

第1条 （目的）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は株式移転の方法により新たに設立する乙の成立の日（第8条に定義する。）において、本株式移転を行う。

第2条 （乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

- 1 乙の目的は、別紙1「株式会社WOW WORLD GROUP 定款」第2条に記載のとおりとする。
- 2 乙の商号は、「株式会社WOW WORLD GROUP」とし、英文では「WOW WORLD GROUP Inc.」とする。
- 3 乙の本店の所在地は、東京都品川区とし、本店の所在場所は、東京都品川区西五反田七丁目20番9号KDX西五反田ビル4階とする。
- 4 乙の発行可能株式総数は、15,995,000株とする。

第3条 （乙の定款で定める事項）

前条に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社WOW WORLD GROUP 定款」のとおりとする。

第4条 （乙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

- 1 乙の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 取締役 美濃 和男
 - (2) 取締役 服部 恭之
 - (3) 社外取締役 宮田 一雄
 - (4) 社外取締役 弘子 ラザヴィ
- 2 乙の設立時監査等委員である取締役は、以下のとおりとする。
 - (1) 取締役 長山 裕一
 - (2) 社外取締役 川名 愛美
 - (3) 社外取締役 山口 里美
 - (4) 社外取締役 福島 かなえ
- 3 乙の設立時会計監査人の名称は、以下のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

第5条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時において発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。
- 2 乙は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第6条 (乙の資本金及び準備金の額)

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金 322,420,326円
- (2) 資本準備金 697,350円
- (3) 利益準備金 0円

第7条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 1 乙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄の①から②までに掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの所有する甲の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄の①から②までに掲げる乙の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	第7回新株予約権	別紙2	第1回新株予約権	別紙3
②	第8回新株予約権	別紙4	第2回新株予約権	別紙5

- 2 乙は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の第1欄の①から②までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄の①から②までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第8条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」）は、2022年10月3日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第9条 (本株式移転計画承認株主総会)

甲は、2022年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場

合は、甲は当該株主総会の開催日を変更することができる。

第10条（株式上場）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第11条（株主名簿管理人）

乙の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式移転計画の目的の達成が困難となった場合は、甲は甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する事項を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、甲の株主総会において本株式移転計画の承認が得られなかった場合、乙の普通株式の東京証券取引所への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、及び法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第14条（規定外事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2022年5月19日
東京都品川区西五反田七丁目20番9号
KDX西五反田ビル4階
株式会社WOW WORLD
代表取締役社長 美濃 和男

別紙 1

株式会社WOW WORLD GROUP 定款

2022年10月3日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社WOW WORLD GROUPと称し、英文では、WOW WORLD GROUP Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理し、その経営の支援・指導を行うことを目的とする。

1. コンピュータのソフトウェアの企画開発、設計制作、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業
2. コンピュータのハードウェアの企画開発、設計、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業
3. デジタルコンテンツ（コンピュータで制作可能な画像、動画、音声、楽曲等のデータ）の企画開発、設計制作、販売、賃貸および輸出入事業
4. 通信ネットワークを利用した情報提供および通信提供サービス
5. 前各号に関連する技術のコンサルティング、調査、研究事業
6. メールマーケティング事業
7. テレマーケティング事業
8. WEBマーケティング事業
9. コンピュータソフトウェアの販売代理およびその仲介事業
10. 人材派遣事業
11. 人材育成のための研修サービス事業
12. 広告代理店業
13. 通信販売業
14. 衣料品販売業
15. 前各号の事業への投資および融資
16. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(機関)

第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,995,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第37条にかかわらず当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2023年3月31日までとする。

(最初の事業年度の取締役の報酬)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等
報酬等（（3）の報酬を除く。）の総額は、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
- (2) 監査等委員である取締役の報酬等
報酬等の総額は、年額60,000千円以内とする。
- (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬
（1）の報酬とは別枠で、特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項および法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。）を取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して付与するための報酬を支給する。支給する報酬の総額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
対象取締役は、取締役会決議に基づき特定譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式について、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当該普通株式を引き受けるものとし、これにより交付される株式の総数は年30,000株以内（ただし、当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとする。）とし、その発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定される。また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当会社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとする。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当会社株式（以下、「本割当株式」という。）の払込期日から当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当会社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当会社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当会社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、上記②で定める譲渡制限解除時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する期間を、必要に応じて合理的に調整する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定める。なお、（3）の制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当会社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定である。

（設立時の代表取締役）

第3条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 美濃和男

（附則の削除）

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

別紙 2

株式会社WOW WORLD第7回新株予約権

1. 本新株予約権の名称
株式会社WOW WORLD第7回新株予約権
 2. 本新株予約権の総数
8,000個
 3. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たり金1,485円（本新株予約権の払込総額金11,880,000円）
 4. 申込期日
2020年6月4日
 5. 本新株予約権の払込期日及び本新株予約権の割当日
2020年6月4日
 6. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をJ-GIA 1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
 7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (イ) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (ロ) 当社が第9項第(1)号又は第(4)号の規定に従って行使価額（以下に定義される。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第9項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (ハ) 本号に基づく調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (ニ) 本号に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第9項第(1)号(ロ)及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(ホ) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第9項第(1)号(ロ)④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,305円とする。但し、行使価額は第9項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の調整

(1) 時価下発行による行使価額の調整

(イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ロ) 時価下発行による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 時価（以下に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の役職員に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（但し、かかる当社普通株式の交付に際して基準とする当社普通株式の合理的な株価を下回らずに当社普通株式を交付する場合に限る。）、下記②の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（当社又はその関係会社の役職員に対してストックオプションとして付与される新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ④ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2) 本配当による行使価額の調整

- (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める本配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「本配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - \text{本配当額}$$

- (ロ) 「本配当額」とは、2020年6月4日以降の日を基準日として行われる当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（以下「本配当」という。）の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）をいう。なお、本新株予約権発行後に、株式分割等により当社の発行済株式数が増減された場合には、合理的に調整する。

- (ハ) 本配当による行使価額の調整は、当該調整の対象となる剰余金の配当について、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- (3) 時価下発行による行使価額調整式及び本配当による行使価額調整式（以下「行使価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。
- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(1)号(ロ)④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ハ) 時価下発行による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、当社普通株式の株式分割に伴う調整の場合には、時価下発行による行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(1)号又は第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本号第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年6月4日から2026年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

11. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2020年6月4日から2021年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間、組織再編行為（以下に定義される。）若しくは支配権変動事由（以下に定義される。）が発生し若しくは当社の意思決定機関（複数の機関により決定・承認を行う必要がある場合は、その開催が早い方）により決定・承認された場合、又は当社以外の者により公開買付け（以下に定義される。）が行われた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

「組織再編行為」とは、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転をいう。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けをいう。

- (2) 本新株予約権者は、行使期間中、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある行使価額の120%を超えた場合には、2021年6月4日から2026年6月3日（但し、当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間において、いつでも本新株予約権を行使することができる。なお、本号において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、2021年6月4日から2026年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間、組織再編行為若しくは支配権変動事由が発生し若しくは当社の意思決定機関（複数の機関により決定・承認を行う必要がある場合は、その開催が早い方）により決定・承認された場合、又は当社以外の者により公開買付けが行われた場合には、本新株予約権を行使することができる。
 - (4) 各本新株予約権に付された各本新株予約権のうちの一部のみを行使することはできないものとする。
12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記第(1)号記載の資本金等増加限度額から上記第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
13. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、行使期間中に第19項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を第18項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
14. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。
15. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,485円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2020年5月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

16. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
 - (1) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 - (2) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
17. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 新たに交付される新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付
第10項乃至第12項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
18. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 品川支店
19. 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社WOW WORLD 経営管理部
20. 本新株予約権の譲渡
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。但し、本新株予約権の一部又は全部を信託財産とする信託が設定された場合における、本新株予約権者から受託者に対する、本新株予約権者を受益者とする信託譲渡については、当社取締役会の承認があったものとみなす。
21. 準拠法
日本法
22. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等により、本新株予約権の要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
 - (2) 上記の他、本新株予約権発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

別紙3

株式会社WOW WORLD GROUP 第1回新株予約権

1. 本新株予約権の名称
株式会社WOW WORLD GROUP (以下「当社」という。) 第1回新株予約権
2. 本新株予約権の総数
8,000個
3. 本新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
4. 本新株予約権を交付する日
2022年10月3日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株 (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は100株) とする。但し、本項第(2)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数 (以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。) に応じて調整される。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (イ) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
 - (ロ) 当社が第7項第(1)号又は第(4)号の規定に従って行使価額 (以下に定義される。) の調整を行う場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (ハ) 本号に基づく調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (ニ) 本号に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項第(1)号(ロ)及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (ホ) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項第(1)号(ロ)④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,250円とする。但し、行使価額は第7項に定める調整を受ける。

7. 行使価額の調整

(1) 時価下発行による行使価額の調整

- (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (ロ) 時価下発行による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（以下に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の役職員に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（但し、かかる当社普通株式の交付に際して基準とする当社普通株式の合理的な株価を下回らずに当社普通株式を交付する場合に限る。）、下記②の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（当社又はその関係会社の役職員に対してストックオプションとして付与される新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ④ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2) 本配当による行使価額の調整

- (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める本配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「本配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - \text{本配当額}$$

- (ロ) 「本配当額」とは、2022年10月3日以降の日を基準日として行われる当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（以下「本配当」という。）の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）をいう。なお、本新株予約権発行後に、株式分割等により当社の発行済株式数に変更された場合には、合理的に調整する。

- (ハ) 本配当による行使価額の調整は、当該調整の対象となる剰余金の配当について、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- (3) 時価下発行による行使価額調整式及び本配当による行使価額調整式（以下「行使価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。
- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(1)号(ロ)④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ハ) 時価下発行による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、当社普通株式の株式分割に伴う調整の場合には、時価下発行による行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(1)号又は第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本号第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権者は、2022年10月3日から2026年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
9. 本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、行使期間中、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある行使価額の120%を超えた場合には、2022年10月3日から2026年6月3日（但し、当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間において、いつでも本新株予約権を行使することができる。なお、本号において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日を行い、終値が発表されない日を含まない。

- (2) 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、2022年10月3日から2026年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間、組織再編行為（以下に定義される。）若しくは支配権変動事由（以下に定義される。）が発生し若しくは当社の意思決定機関（複数の機関により決定・承認を行う必要がある場合は、その開催が早い方）により決定・承認された場合、又は当社以外の者により公開買付け（以下に定義される。）が行われた場合には、本新株予約権を行使することができる。

「組織再編行為」とは、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転をいう。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けをいう。(3) 各本新株予約権に付された各本新株予約権のうちの一部のみを行使することはできないものとする。

10. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記第(1)号記載の資本金等増加限度額から上記第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を第16項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
12. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。
13. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第6項に記載のとおりとし、行使価額は当初、株式会社WOW WORLD第7回新株予約権における調整後行使価額と同額とした。

14. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

- (1) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (2) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付
第8項乃至第10項及び第15項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 品川支店

17. 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社WOW WORLD GROUP 経営管理部

18. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。但し、本新株予約権の一部又は全部を信託財産とする信託が設定された場合における、本新株予約権者から受託者に対する、本新株予約権者を受益者とする信託譲渡については、当社取締役会の承認があったものとみなす。

19. 準拠法

日本法

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本新株予約権の要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記の他、本新株予約権発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。

別紙4

株式会社WOW WORLD第8回新株予約権

1. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）	3名	850個
当社従業員	99名	1,015個
当社子会社取締役	4名	135個
計		2,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権を割り当てる日

2020年7月17日

3. 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2030年6月30日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者を承継した者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任及び定年退職の場合並びにその他正当な理由の存すると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
14. 新株予約権の行使請求受付場所
当社経営管理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
みずほ銀行品川支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
16. 新株予約権の行使の効力発生時期等
新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となる。
当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
17. 本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本新株予約権の要項（以下、「本要項」という。）の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. 新株予約証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。
20. その他
本新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

株式会社WOW WORLD GROUP第2回新株予約権

1. 新株予約権の総数
2,000個
2. 新株予約権を交付する日
2022年10月3日
3. 新株予約権を行使することができる期間
2022年10月3日から2030年6月30日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、株式会社WOW WORLD GROUP（以下、「当社」という。）普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1,436円とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者を承継した者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員いずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任及び定年退職の場合並びにその他正当な理由の存すると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
14. 新株予約権の行使請求受付場所
当社経営管理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
みずほ銀行品川支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
16. 新株予約権の行使の効力発生時期等
新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となる。
当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
17. 本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本新株予約権の要項（以下、「本要項」という。）要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. 新株予約証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。
20. その他
本新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様は不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様が所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定を行っておりません。

株式移転により交付する新株式数は普通株式3,999,084株となる予定です。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際し、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権に代えて交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権とほぼ同一の内容のものであり、交付する数も同一であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(株式取得による企業結合)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、株式会社スペースシップ（本社：東京都港区、代表取締役：椎葉 宏、以下、スペースシップ）との間で合併契約書（以下、本合併契約）を締結し、同社が運営するマーケティング事業を会社分割（新設分割）して設立する新会社の株式を取得することについて決議しました。また、新会社が実施する第三者割当増資（以下、本第三者割当増資）を引き受け、子会社化することについて決議しました。

1. 株式取得の理由

当社は、メール配信やフォーム作成を軸とした自社開発製品「WEBCAS」シリーズの提供を通して、多くの企業のコミュニケーション活動を支援しております。「WEBCAS」シリーズは発売から20年を超え、これまで7,500社以上の企業・団体に導入されてきました。

昨今、IT技術が加速度的に発展し、人々が受け取る情報量は爆発的に増加しています。このような環境下で企業が顧客と良好な関係を築くには、「最適な情報を最適なタイミングで届ける」ことがより重要になる

と考えております。当社はこのようなコミュニケーションを具現化するため、「WEBCAS」の機能拡充やさまざまな外部ツールとの連携を実現してまいりましたが、今後はデジタルマーケティングの戦略立案および運用支援ができる体制づくりに一層注力する必要があると認識しております。

スペースシップは、大手企業をはじめとしたさまざまな業界でデジタルマーケティングを支援する事業を展開しており、当社は同社との協業体制を構築することによりデジタルマーケティングの見込み顧客の獲得から育成、顧客化まで支援することが可能となるため、今後の事業の発展と株主の利益に資するものと判断し、スペースシップが新設分割する新会社の株式を取得し、同社が実施する第三者割当増資を引き受け子会社化することで合意に至りました。

2. 異動する子会社の概要（予定）

(1)	名 称	株式会社ニューストリーム（新設会社）
(2)	所 在 地	東京都港区西新橋一丁目18番6号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 西川 拓社（注）
(4)	事 業 内 容	マーケティング事業
(5)	資 本 金	10千円（予定）
(6)	設 立 年 月 日	2022年7月1日（予定）

（注）株式譲渡及び第三者割当増資完了後に就任予定。

3. 株式取得の相手先の概要

(1)	名 称	株式会社スペースシップ（分割会社）
(2)	所 在 地	東京都港区西新橋一丁目18番6号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 椎葉 宏
(4)	事 業 内 容	マーケティング事業
(5)	資 本 金	23,000千円
(6)	設 立 年 月 日	2011年11月16日
(7)	純 資 産	△34,306千円（2021年6月期）
(8)	総 資 産	56,134千円（2021年6月期）

4. 取得株式数及び取得・譲渡前後の所有株式の状況

(1)	異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.00%)
(2)	取得株式数	6,875株 (株式譲渡：3,750株、第三者割当増資：3,125株) (議決権の数：6,875個)
(3)	異動後の所有株式数	6,875株 (議決権の数：6,875) (議決権所有割合：52.38%)
(4)	取得価額	株式会社の普通株式 27.5百万円 (株式譲渡：15百万円、第三者割当増資：12.5百万円) アドバイザー費用 (概算額) 1.0百万円 合計 (概算額) 28.5百万円

5. 日程

(1)	取締役会決議日	2022年5月10日
(2)	契約締結日	2022年5月10日 (予定)
(3)	株式譲渡及び 第三者割当増 資実行日	2022年7月29日 (予定)

(資本業務提携の締結による株式の取得)

当社は、株式会社データビークル (以下「データビークル」といいます。) との間で資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携」といいます。) を締結し、データビークルが実施する第三者割当増資 (以下「本第三者割当増資」といいます。) を引き受けることといたしました。

1. 本資本業務提携の理由

当社は、メール配信やフォーム作成を軸とした自社開発製品「WEBCAS」シリーズの提供を通して、多くの企業のコミュニケーション活動を支援しております。「WEBCAS」シリーズは発売から20年を超え、これまで7,500社以上の企業・団体に導入されてきました。

昨今、大量データの高速処理が可能なITインフラを安価に利用できるようになり、データ処理技術に加え、統計学や機械学習、AIを駆使して様々な角度からデータ分析が行えるデータサイエンティストと呼ばれる人材に注目が集まっています。デジタルマーケティング領域でも顧客一人一人にフィットしたパーソナライズメールの配信や、マーケティング予算配分の最適化等、既存業務の改善と新しい戦略立案への活用が期待されています。その一方で、そのような高度な技術者を育成するには時間と資金が必要であり、データ分

析の経験が十分でなくとも利用できるデータ分析ツールやデータサイエンティスト育成に注目が集まっています。

データビークルは、2014年11月にデータ分析ツール専門会社として設立され、「データサイエンスの民主化」をキーワードに統計学やプログラムの知識なしで活用できるデータ分析ツール「Data Diver」、「Data Ferry」やDX人材研修サービス等を開発・販売しています。

当社「WEBCAS」の利用企業に対して同社のツールを提供する事により、データ活用が促進されメール配信等の業務効率の改善が期待できます。さらに、当社とデータビークルが得意領域を補完することにより、統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発が可能になり、当社はデータビークルと資本業務提携を行うことが、今後の事業の発展と株主の利益に資するものと判断し、本資本業務提携を締結することで合意に至りました。

2. 本資本業務提携の内容等

(1)本資本提携の内容

当社は、データビークルが新たに発行する優先株式を第三者割当により引き受けます。当社が2022年5月12日に新たに発行する優先株式143株を総額100百万円により引き受けることにいたしました。

(2)本業務提携の内容

当社とデータビークルは、以下について業務提携を実施していく予定です。

①WEBCAS利用顧客1社あたりの収益向上

当社「WEBCAS」シリーズの利用企業に対して、データビークルの分析ツール、DX人材研修サービス、および受託分析サービスを販売することにより事業拡大を目指します。

②統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発

当社「WEBCAS」シリーズにデータビークルのデータ分析ツールを組み込み販売することにより事業拡大を目指します。さらにグループ会社のコネクティCDPを基盤とした統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発を目指します。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社データビークル
(2) 所在地	東京都港区東新橋二丁目9番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 油野 達也
(4) 事業内容	データ分析サービスの開発・提供、DX人材研修サービス及びデータ分析コンサルティングサービスの提供
(5) 資本金	342,150千円 (2022年3月31日現在)
(6) 設立年月日	2014年11月11日

4. 取得株式数、取得価格及び取得前後の所有株式の状況

(1) 引受前の 所有株式数	0株 (議決権の数 0個) (議決権所有割合 0.0%)
(2) 取得株式数	143株
(3) 取得価額	データビークルの優先株式 100,100,000円
(4) 引受後の 所有株式数	143株 (議決権の数 143個) (議決権所有割合 9.13%)

5. 日程

(1) 契約締結日	2022年5月10日
(2) 払込期日	2022年5月12日

4. 持株会社の監査等委員でない取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員でない取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
みの かずお 美濃 和男 (1965年5月6日生)	1989年 4月 2005年 7月 2005年10月 2008年 6月 2009年 4月 2013年12月 2015年 5月 2017年 4月 2021年 3月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 当社入社 取締役ソリューション事業部担当 当社取締役経営企画室長兼ソリューション事業部担当 当社取締役経営企画室、経理部、総務人事部及び財務部担当 当社代表取締役社長 経営企画室、経営管理部担当 株式会社F U C A代表取締役会長 株式会社F U C A取締役会長（現任） 当社代表取締役社長（現任） 株式会社コネクティ取締役（現任）	(1)93,939株 (2)93,939株
<p>【重要な兼職の状況】 株式会社F U C A取締役会長 株式会社コネクティ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 美濃和男氏は、大手企業勤務経験や起業経験を有しており、当社においては経営企画部門や経営管理部門、開発部門の管掌役員を経て、2009年4月より代表取締役を務めております。 当社の企業価値向上や業績向上に十分な実績があり、今後も持株会社の経営を担う適切な人材であると判断したため、同氏を取締役候補といたしました。</p>			

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
はっとり やすゆき 服部 恭之 (1975年10月2日生)	1998年 4月 2005年12月 2009年 9月 2019年 8月	ソニー株式会社入社（現ソニーグループ株式会社） 株式会社コネクティ 代表取締役社長（現任） 株式会社コネクティラボ 代表取締役社長（現任） 株式会社CONNECTY HOLDING 代表取締役社長（現任）	(1)13,954株 (2)13,954株
<p>【重要な兼職の状況】 株式会社コネクティ 代表取締役社長 株式会社コネクティラボ 代表取締役社長 株式会社CONNECTY HOLDING 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 服部恭之氏は、2020年に連結子会社化した株式会社コネクティ及び株式会社CONNECTY HOLDINGの代表取締役社長を務めており経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。また、持株会社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
みやた かずお 宮田 一雄 (1954年7月2日生) 在任年数：1年	1977年 4月 2001年10月 2003年 3月 2004年 6月 2011年 6月 2015年 4月 2016年11月 2021年 4月	富士通株式会社入社 同社 システムインテグレーション事業本部第二システムインテグレーション事業部長 同社 通信ユーティリティソリューション本部長 同社 経営執行役 社会基盤ソリューションビジネス副グループ長 株式会社富士通アドバンストソリューションズ 代表取締役社長 株式会社富士通システムズ・ウエスト 代表取締役社長 富士通株式会社 執行役員常務 グローバルサービスインテグレーション部西日本ビジネスグループ長 ハンブル・マネジメント 代表 (現任)	(1)300株 (2)300株
	【重要な兼職の状況】 ハンブル・マネジメント 代表 【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 宮田一雄氏は、2021年6月に当社社外取締役に就任いただいております。富士通株式会社で執行役員や同社グループ会社の経営経験があり、持株会社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。期待される役割としては、大型案件の強化や当社の開発体制の高度化の推進です。		

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
ひろこ らざヴィ 弘子 ラザヴィ (1970年12月7日生) 在任年数：1年	1991年10月 1999年 8月 2003年 5月 2005年 4月 2012年12月 2017年 8月	新日本監査法人 入所 アーサーDリトル ジャパン 入社 日本ユニシス株式会社 入社 ボストンコンサルティンググループ 入社 シグマクシス 入社 サクセスラボ株式会社 代表取締役社長（現任）	(1)－株 (2)－株
<p>【重要な兼職の状況】 サクセスラボ株式会社 代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 弘子ラザヴィ氏は、2021年6月に当社社外取締役に就任いただいております。クラウドビジネス成功の鍵といわれるカスタマーサクセスに取り組んでおり、持株会社の中期経営計画の達成のために適切な人材と判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。期待される役割は持株会社のクラウドビジネスに対する助言と指導であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
2. 宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏は、社外取締役候補者であります。なお、宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏の選任が承認された場合は持株会社の独立役員として届出を行う予定であります。
3. 当社は、服部恭之氏、宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。服部恭之氏、宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏の選任が承認された場合は、持株会社で同様の契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期中である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項
 持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
ながやま ゆういち 長山 裕一 (1948年6月12日生)	1972年4月 1995年4月 1998年3月 2000年3月 2006年6月 2009年6月 2010年3月 2015年8月 2017年4月 2018年8月 2019年5月 2021年3月	山一証券株式会社入社 同社公開引受部部长兼第二課長 宝印刷株式会社入社 長山事務所（現有限会社長山事務所）代表（現任） 当社社外監査役 当社社外取締役 株式会社グローバルウォーター社外監査役（現任） 株式会社ゼスト社外監査役（現任） 当社取締役経営管理部担当 株式会社ままちゅ監査役（現任） 株式会社FUCA監査役（現任） 株式会社コネクティ監査役（現任）	(1)22,566株 (2)22,566株
<p>【重要な兼職の状況】 有限会社長山事務所代表 株式会社グローバルウォーター社外監査役 株式会社ゼスト社外監査役 株式会社ままちゅ監査役 株式会社FUCA監査役 株式会社コネクティ監査役</p> <p>【取締役候補者とした理由と期待される役割】 長山裕一氏は、大手証券会社の公開引受部部长や大手証券印刷会社での業務経験を持ち、企業経営や上場会社運営に関する豊富な見識を有しております。これらの経験を活かし、当社業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な助言・提言をいただいております。また、2017年4月以降、当社経営管理部担当取締役として業務執行を行っていた経験を踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材として、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。</p>			

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
かわな まなみ 川名 愛美 (1983年6月18日生)	2006年10月 2010年 9月 2013年12月 2017年 6月 2018年 8月	公認会計士・税理士小林修一事務所入社 吉川邦光税理士事務所入社（現任） 税理士登録 当社社外取締役(監査等委員) 就任（現任） Y・S・パートナーズ株式会社代表取締役社長就任（現任）	(1)－株 (2)－株
<p>【重要な兼職の状況】 吉川邦光税理士事務所 Y・S・パートナーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 川名愛美氏は、2017年6月に当社社外取締役に就任いただいております。税理士としての経歴を通じて培われた税務及び会計の専門家としての知識及び見識等を活かし、現在、当社の社外取締役監査等委員として当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。これらのことから、持株会社の社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、同氏を社外取締役監査等委員候補者となりました。期待される役割は、前述の通り、税務及び会計の専門家として適切な助言やアドバイスをいただくこととあります。</p>			

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
やまぐち さとみ 山口 里美 (1962年9月27日生)	1997年4月 2003年7月 2011年9月 2013年9月 2018年9月	山口司法事務所開業 司法書士法人プロネックス（現 司法書士法人コスモ）代表社員就任（現任） 株式会社グランサクシード設立 代表取締役就任（現任） 行政書士法人みらいリレーション設立 代表社員就任（現任） 一般社団法人日本リレーションサポート協会設立 代表理事就任（現任）	(1)一株 (2)一株
<p>【重要な兼職の状況】 司法書士法人コスモ社員 株式会社グランサクシード代表取締役 行政書士法人みらいリレーション代表社員 一般社団法人日本リレーションサポート協会代表理事</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 山口里美氏は、2019年6月に当社社外取締役に就任いただいております。司法書士及び行政書士としての高度な専門知識と企業経営者としての幅広い見識を有しており、持株会社の監査等委員である社外取締役として、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言・提言をいただけるものと判断したためであります。期待される役割は、前述の通り、リーガル・コンプライアンス上の助言やアドバイスに加え、企業経営者の観点から提言をいただくことでもあります。</p>			

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
ふくしま かなえ 福島 かなえ (1974年3月30日生)	2000年4月 2004年8月 2005年4月 2008年4月 2010年4月 2012年4月 2014年4月 2016年4月 2019年4月	東京地方裁判所判事補任官 横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補 那覇家庭・地方裁判所判事補 東京地方裁判所判事補 東京地方裁判所判事 神戸地方裁判所判事 東京高等裁判所判事 司法研修所教官 宇都宮・清水・陽来法律事務所入所	(1)一株 (2)一株
<p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】</p> <p>福島かなえ氏は、2000年に裁判官に任官後、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所において民事、刑事、行政事件を取り扱うなど豊富な知識と経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断したためであります。期待される役割は、前述の通り、リーガル分野の豊富な経験を通じた助言・提言をいただくことにあります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
2. 川名愛美氏、山口里美氏及び福島かなえ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は川名愛美氏、山口里美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認可決され、川名愛美氏、山口里美氏及び福島かなえ氏が選任された場合、持株会社として独立役員の届け出を行う予定であります。
4. 当社は、長山裕一氏、川名愛美氏、山口里美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。なお、本議案が承認可決され、長山裕一氏、川名愛美氏、山口里美氏及び福島かなえ氏が選任された場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿 革	1969年 7月	監査法人朝日会計社設立
	1985年 7月	監査法人朝日新和会計社設立
	1993年10月	井上斎藤英和監査法人と合併し、朝日監査法人発足
	2003年 2月	KPMGジャパン監査部門があずさ監査法人設立
	2003年 4月	朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入
	2004年 1月	朝日監査法人とあずさ監査法人が合併、あずさ監査法人として発足
	2010年 7月	有限責任監査法人に移行、「有限責任 あずさ監査法人」に変更

（注）1. 有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>1 当社は、第22回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第22回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社は、第22回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条 第22回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第3条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、7名の選任（再任）をお願いするものであります。

取締役の選任については、任意の指名・報酬委員会での審議を行っております。また、監査等委員長を議長とする監査等委員会において、会社業績に対する貢献度等や他社での経歴等を踏まえ、その適格性等について評価した結果、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	美濃 和男 <small>みの かずお</small>	代表取締役社長	経営全般、グループ統括	再任
2	中西 康治 <small>なかにし こうじ</small>	専務取締役	新製品サービス企画	再任
3	磯貝 浩貴 <small>いそがい ひろたか</small>		営業・コンサルティング	再任
4	朱田 晋一 <small>しゅだ しんいち</small>		技術・開発	再任
5	服部 恭之 <small>はっとり やすゆき</small>		—	再任
6	宮田 一雄 <small>みやた かずお</small>		—	再任
7	弘子 ラザヴィ <small>ひろこ らざうい</small>		—	再任

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号

1

みの かずお
美濃 和男 (1965年5月6日生)

所有する当社の株式数…………… 93,939株



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2009年4月	当社代表取締役社長 経営企画室、経営管理部 担当
2005年7月	当社入社 取締役ソリューション事業部担当	2013年12月	株式会社F U C A 代表取締役会長
2005年10月	当社取締役経営企画室長兼ソリューション事業 部担当	2015年5月	株式会社F U C A 取締役会長（現任）
2008年6月	当社取締役経営企画室、経理部、総務人事部及 び財務部担当	2017年4月	当社代表取締役社長（現任）
		2021年3月	株式会社コネクティ取締役（現任）
		2022年4月	経営企画室、マーケティング部、経営管理部、 社長室担当（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社F U C A 取締役会長
株式会社コネクティ取締役

取締役候補者とした理由

美濃和男氏は、大手企業勤務経験や起業経験を有しており、当社においては経営企画部門や経営管理部門、開発部門の管掌役員を経て、2009年4月より代表取締役を務めております。当社の企業価値向上や業績向上に十分な実績があり、今後も当社の経営を担う適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補といたしました。

候補者番号

2

なかにし こうじ
中西 康治 (1972年8月6日生)

所有する当社の株式数…………… 17,592株



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2001年9月	株式会社ワイズ・ノット入社	2019年4月	当社専務取締役開発1部、開発2部、新製品サ ービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネ ジメント部担当
2002年3月	当社入社		
2005年7月	当社取締役		
2009年4月	当社専務取締役ICTソリューショングループ担 当	2019年6月	当社専務取締役開発1部、開発2部、新製品サ ービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネ ジメント部、経営管理部担当
2018年4月	当社専務取締役研究開発部、WEBCAS開発 部、新製品サービス企画部、品質管理室、導入 コンサルティング部、インフラ基盤マネジメン ト部担当	2021年4月	株式会社ままちゅ 代表取締役社長（現任）
		2022年4月	当社専務取締役 新製品サービス企画部、技術 調査部、インフラ基盤マネジメント部担当（現 任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ままちゅ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

中西康治氏は、当社で営業、研究開発、新製品開発領域の業務を担当するなど豊富な経験・実績と幅広い見識を有し、2009年4月より当社の専務取締役を務めております。当社の新製品・サービスの企画業務を担う適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補といたしました。

候補者番号

3

いそがい ひろたか
磯貝 浩貴 (1974年9月4日生)

所有する当社の株式数

7,995株



【略歴、当社における地位及び担当】

2001年4月 株式会社光通信入社
2005年4月 当社入社
2018年10月 当社コンサルティング営業部 マネージャー
2020年4月 当社コンサルティング営業部 部長
2021年6月 当社取締役 コンサルティング営業部 部長
(現任)

再任

【重要な兼職の状況】

取締役候補者とした理由

磯貝浩貴氏は、当社で営業、カスタマーサクセス領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の成長戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

しゅだ しんいち
朱田 晋一 (1978年2月16日生)

所有する当社の株式数

3,695株



【略歴、当社における地位及び担当】

2002年10月	株式会社ユニマットオフィスコ入社	2021年4月	開発部 部長 兼 導入コンサルティング部 部長
2012年10月	当社入社	2021年6月	当社取締役 開発部 部長 兼 導入コンサルティング部 部長
2018年6月	研究開発部 マネージャー	2022年4月	当社取締役 開発部 部長 兼 導入コンサルティング部 部長 (現任)
2019年8月	導入コンサルティング部 マネージャー (兼務)		
2019年10月	サービスマネジメント部 マネージャー (兼務)		
2020年4月	開発1部 部長 兼 導入コンサルティング部 部長		

再任

【重要な兼職の状況】

取締役候補者とした理由

朱田晋一氏は、当社で研究開発、導入コンサルティングの業務を担当するなど豊富な経験・実績と幅広い見識を有し、当社の研究開発の推進及び品質向上に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

は っ と り や す ゆ き
服部 恭之 (1975年10月2日生)

所有する当社の株式数…………… 13,954株



【略歴、当社における地位及び担当】

1998年4月	ソニー株式会社 (現ソニーグループ株式会社) 入社	2021年6月	当社取締役 (現任)
2005年12月	株式会社コネクティ	代表取締役社長 (現任)	
2009年9月	株式会社コネクティラボ	代表取締役社長 (現任)	
2019年8月	株式会社CONNECTY HOLDING	代表取締役社長 (現任)	

【重要な兼職の状況】

株式会社コネクティ 代表取締役社長
株式会社コネクティラボ 代表取締役社長
株式会社CONNECTY HOLDING 代表取締役社長

再任

取締役候補者とした理由

服部恭之氏は、連結子会社である株式会社コネクティ及び株式会社CONNECTY HOLDINGの代表取締役社長を務めており経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社グループの企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

み や た か ず お
宮田 一雄 (1954年7月2日生)

所有する当社の株式数 300株



【略歴、当社における地位及び担当】

1977年4月	富士通株式会社入社	2015年4月	株式会社富士通システムズ・ウエスト 代表取締役社長
2001年10月	同社 システムインテグレーション事業本部第二システムインテグレーション事業部長	2016年11月	富士通株式会社 執行役員常務 グローバルサービスインテグレーション部西日本ビジネスグループ長
2003年3月	同社 通信ユーティリティソリューション本部長	2021年4月	ハンブル・マネジメント 代表 (現任)
2004年6月	同社 経営執行役 社会基盤ソリューションビジネス副グループ長	2021年6月	当社取締役 (現任)
2011年6月	株式会社富士通アドバンストソリューションズ 代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

ハンブル・マネジメント 代表

再任

在任年数：1年

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

宮田一雄氏は、2021年6月に当社社外取締役に就任いただいております。富士通株式会社に執行役員や同社グループ会社の経営経験があり、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者となりました。期待される役割としては、大型案件の強化や当社の開発体制の高度化の推進です。

候補者番号

7

ひろこ
弘子 ラザヴィ

(1970年12月7日生) 所有する当社の株式数…………… 一株



【略歴、当社における地位及び担当】

1991年10月 新日本監査法人 入所
 1999年 8月 アーサーDリトル ジャパン 入社
 2003年 5月 日本ユニシス株式会社 入社
 2005年 4月 ポストンコンサルティンググループ 入社
 2012年12月 シグマクシス 入社
 2017年 8月 サクセスラボ株式会社 代表取締役社長 (現任)
 2021年 6月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

サクセスラボ株式会社 代表取締役社長

再任

在任年数：1年

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

弘子ラザヴィ氏は、2021年6月に当社社外取締役に就任いただいております。クラウドビジネス成功の鍵といわれるカスタマーサクセスに取り組んでおり、当社の中期経営計画の達成のために適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。期待される役割は当社のクラウドビジネスに対する助言と指導であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O 保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期中途である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 当社は、服部恭之氏、宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。服部恭之氏、宮田一雄氏及び弘子ラザヴィ氏の選任が承認された場合は、持株会社で同様の契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

第4号議案

取締役（監査等委員）1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

福島かなえ氏は、社外取締役候補者であります。当社は、福島かなえ氏を東京証券取引所に独立役員として届ける予定であり、承認された場合は独立役員となる予定です。

監査等委員である取締役の選任については、監査等委員会において、規定に基づき同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名	現在の地位	担当等	属性
福島 かなえ	—	—	新任

ふくしま
福島かなえ
かなえ

(1974年3月30日生)

所有する当社の株式数……………

一株



新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年4月	東京地方裁判所判事補任官	2014年4月	東京高等裁判所判事
2004年8月	横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補	2016年4月	司法研修所教官
2005年4月	那覇家庭・地方裁判所判事補	2019年4月	宇都宮・清水・陽来法律事務所入所
2008年4月	東京地方裁判所判事補		
2010年4月	東京地方裁判所判事		
2012年4月	神戸地方裁判所判事		

【重要な兼職の状況】

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

福島かなえ氏は、2000年に裁判官に任官後、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所において民事、刑事、行政事件を取り扱うなど豊富な知識と経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断したためであります。期待される役割は、前述の通り、リーガル分野の豊富な経験を通じた助言・提言をいただくことにあります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 福島かなえ氏と当社の間には特別の利害関係はございません。
2. 福島かなえ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は福島かなえ氏を独立役員として届出を行う予定であります。
4. 当社は福島かなえ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期中である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考

<取締役会の構成>

- ・当社は社外取締役の比率について引き続き1/3以上になるよう維持する。
- ・取締役会は、経営環境の変化やグループ全体も見据えながら、全体としてのジェンダーなど多様性や規模を継続的に検討する。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集通知記載の候補者を原案通り全てご選任いただいた場合の取締役のスキルは以下の通りとなります。

No.	氏名	役職	業務執行スキル				監督機能スキル		
			企業経営	事業戦略	営業/ マーケティング	製造/ 品質管理	財務・会計	法務	内部統制/ リスク管理
1	美濃 和男	代表取締役	●	●	●		●		●
2	中西 康治	専務取締役	●	●		●			
3	磯貝 浩貴	取締役			●				
4	朱田 晋一	取締役				●			
5	服部 恭之	取締役	●	●	●	●			
6	宮田 一雄	社外取締役	●	●		●			
7	弘子 ラザヴィ	社外取締役	●	●	●		●		
8	長山 裕一	取締役（監査等委員）	●				●		●
9	川名 愛美	社外取締役（監査等委員）	●				●		
10	山口 里美	社外取締役（監査等委員）	●	●				●	
11	福島かなえ	社外取締役（監査等委員）						●	

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国際情勢の不安定さによる悪影響が懸念される状況にありますが、当社グループが属するメール・ウェブマーケティング市場においては顧客アプローチのデジタル化が進展し、デジタル関連需要は底堅く推移しました。

当社グループは「人と技術の力で、驚きがあふれるセカイを」のビジョンのもと、「リレーションエンジニアリングで、人と企業の間でうれしい「つながり」をつくる」ことをミッションに、お客様との間に、お客様とお客様との間に、一緒に働く仲間との間に、すべての行動の先にWOW（うれしい驚きの瞬間）があることを目指し、事業展開しております。

当連結会計年度は「カスタマーサクセスの本格稼働」「グループシナジーの創出」「M&Aの推進による更なる成長」を戦略の柱に掲げて邁進いたしました。

当連結会計年度においては、カスタマーサクセスの本格稼働によるクラウドサービス（※1）売上高が大幅に伸長し、グループ会社である株式会社コネクティ（以下「コネクティ」）が新たに開発したクラウドCDP（※2）サービス「Connecty CDP」の共同販売活動を開始しました。この他、当社主力製品・サービスである「WEBCAS」やコネクティが提供する「Connecty CMS on Demand」の新バージョンをリリースしました。

ESGへの取り組みにおいては、リモートワーク推進による省資源化や業務デジタル化の推進による環境への貢献に加え、従業員のキャリア支援を目的とした兼業制度を導入すると共に、アフターコロナを見据えた働き方の検討を行っております。

また、当社は2022年1月11日付で株式会社東京証券取引所の新市場区分において『プライム市場』に移行することが公表され、同年4月4日より『プライム市場』へ移行しております。引き続き、経営目標の達成に向けて各種施策を着実に進めるとともに、情報開示及びコーポレートガバナンスの充実、株主還元等の取り組みにより企業価値の向上を図ります。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における事業状況は以下のとおりです。

① 通期売上高として13期連続増収・過去最高を更新

当連結会計年度は、売上高が2,833,767千円（前年同期比20.2%増）となり13期連続で増収いたしました。2020年10月よりグループに参画したコネクティの売上高が寄与したこと、従来からの主力事業であるエンタープライズ・ソフトウェア事業のクラウドサービス売上高が増加したことが主因です。

② クラウドサービス売上高が前期比20.0%増と大幅に伸長

クラウドサービスはいわゆるサブスクリプションモデルで安定的な成長が見込まれる収益基盤であり、当社が長年強化してきたサービスです。当連結会計年度においては、カスタマーサクセスの本格稼働に加え、コロナ禍のデジタル関連需要から新規問合せ件数が増加し、受注を伸ばしたことで月額売上を着実に積み上げることができました。

(単位：千円)

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
クラウドサービス売上高	1,116,195	1,321,878	1,586,339
前年同期比増減額	+172,982	+205,684	+264,460
前年同期比増減率	+18.3%	+18.4%	+20.0%

③ EBITDAが対前年同期比4.9%増・過去最高益を更新

当連結会計年度はEBITDAが593,611千円（前年同期比4.9%増）となり過去最高益を更新いたしました。上述のクラウドサービス売上高の増収が主因です。

一方で、人員増強による人件費が増加したこと、コネクティの連結子会社化に伴うのれん償却費が発生したこと、次年度のIFRS（国際財務報告基準）任意適用に向けた準備及びカスタマーサクセスの取り組み強化のための費用が発生したこと等により、営業利益は362,753千円（前年同期比11.9%減）となりました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度においては、売上高2,833,767千円(前年同期比20.2%増)、EBITDA 593,611千円（同4.9%増）、営業利益362,753千円(同11.9%減)、経常利益365,764千円(同14.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益213,432千円(同4.1%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

**エンタープライズ
・ソフトウェア
事業**

(旧アプリケーション
事業)

売上高
1,910,433千円
(前期比13.6%増)

当連結会計年度においては、コネクティのクラウドCMS関連売上高の伸長が寄与したこと、既存のクラウドサービスもWEBCAS SaaSスタンダード版（旧ASP）を中心に順調に増加したことにより、前年同期比13.6%増と伸長いたしました。

主力製品であるメールコミュニケーションシステム「WEBCAS e-mail」は株式会社アイ・ティ・アール発行の市場調査レポート「ITR Market View：メール／Webマーケティング市場2021」において、2019年度メール送信パッケージ市場のベンダー別売上金額シェア1位を獲得いたしました。なお売上金額における当社シェアは35.0%となりました。同レポートの予測では、2020年度も引き続きシェア1位（43.1%）となる見込みです。

また当連結会計年度における売上総利益率については、前連結会計年度において計上した大型案件対応に伴う外注費増が発生しなかったことから、前年同期と比べ大幅に改善しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は1,910,433千円（前年同期比13.6%増）、売上高総利益率68.6%（同4.0ポイント増）となりました。



**デジタル・マーケティング運用支援
事業**

(旧コンサルティング
事業)

売上高
802,510千円
(前期比59.0%増)

当連結会計年度においては、上記同様にコネクティのWEB関連売上高の伸長が寄与したことが主因となり大幅に増収となりました。他方、株式会社FUCAの主要顧客はコロナ禍の影響を受けやすく減収となり、また人件費の増加による影響から減益となりました。

これらの結果、当事業全体の売上高は802,510千円（前年同期比59.0%増）、売上高総利益率24.1%（同8.4ポイント減）となりました。



EC事業

売上高
117,733千円

(前期比28.8%減)

当事業は株式会社ままちゅの自社ECサイトである「べびちゅ」(<https://babychu.jp/>)の運営が対象事業となります。

当連結会計年度においては、コロナ禍の長期化の影響を受けて同ECサイトのターゲットである「お出掛け需要」が低減したため減収となりました。

これらの結果、EC事業の売上高は117,733千円（前年同期比28.8%減）、売上高総利益率は42.5%（同3.8ポイント増）となりました。



セグメント別売上高及び売上高総利益率

		2021年3月期		2022年3月期	
		金額・利益率	構成比	金額・利益率	構成比
エンタープライズ・ソフトウェア事業	売上高 (千円)	1,681,156	71.3%	1,910,433	67.4%
	売上高総利益率	64.6%	—	68.6%	—
デジタル・マーケティング運用支援事業	売上高 (千円)	504,582	21.4%	802,510	28.3%
	売上高総利益率	32.5%	—	24.1%	—
EC事業	売上高 (千円)	165,382	7.0%	117,733	4.2%
	売上高総利益率	38.7%	—	42.5%	—
その他	売上高 (千円)	5,762	0.2%	3,090	0.1%
	売上高総利益率	49.3%	—	79.5%	—
合計	売上高 (千円)	2,356,884	100.0%	2,833,767	100.0%
	売上高総利益率	55.9%	—	54.9%	—

(※1) クラウドサービス

ソフトウェア提供者（この場合、当社グループ）が管理するサーバー上で稼働しているソフトウェアを、ユーザー企業がインターネット経由でサービスとして利用する形態。ユーザー企業は、サーバー・ソフトウェアの管理やライセンス費用の負担なく、毎月の使用料を支払うことで、比較的安価な利用が可能となります。

(※2) CDP

Customer Data Platform (カスタマーデータプラットフォーム) の略で、顧客属性やWebサイトでの行動履歴、ECサイトでの購買履歴、オフラインでのPOSデータ、スマートフォンの位置情報などのデータを統合し、管理、分析するシステムです。

④ 今後の見通し

■グループシナジーの創出

2022年5月10日付で以下2件の資本業務提携もしくは子会社化に関するお知らせを公表いたしました。

「株式会社データビークルとの資本業務提携および第三者割当増資の引き受けに関するお知らせ」

「株式会社スペースシップの新設分割会社の株式取得及び第三者割当増資の引き受けによる子会社化に関するお知らせ」

当社グループは、企業と顧客のコミュニケーション課題を解決するためのコミュニケーションプラットフォームを提供しています。

最適な情報を最適なタイミングで届けることで、企業と顧客が良好な関係を築くことが重要との認識から、企業のマーケティングとカスタマーサクセスの強化を志向するお客様に対し、今般の資本業務提携もしくは子会社化を契機に、デジタルマーケティングの戦略立案及び運用支援に関するサービスの提供や、データ分析・活用促進によるメール配信等の効率化、さらにはコネクティCDPを基盤とした統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発を目指します。

■カスタマーサクセスの推進

第1に、機能改善の短期化を図ります。部署横断(営業・新製品企画・導入・開発等)による機能改善チームを結成し、クライアントへの価値提供の観点から、顧客要望リストの棚卸しを定期的を実施し、設定した優先順位に基づき、短期の機能改善サイクルを運用、定着化を図ります。

第2に、既存顧客へのアップセル及びクロスセルを強化します。カスタマーサクセス部門の更なる強化と共に、営業支援システムの全面刷新を機に、活用事例や顧客の声を分析し、新規用途の開発及び提案を実現し、定着化を目指します。さらには、当社WEBCAS、コネクティCMS・CDP、戦略立案及び運用支援コンサルティング、データ分析サービス・ツール提供等、当社グループ間もしくは資本提携先との相互クロスセルの更なる実現を目指します。

■M&A及び資本業務提携の推進

マーケティング及びカスタマーサクセス領域をターゲットとして、当社グループが提供可能なサービス拡大のため、M&A及び資本業務提携の推進を継続します。また、大規模Web開発等、既存事業セグメントのリソース拡充を目的としたM&Aも視野に入れ推進します。

■セグメント情報の変更

2023年3月期より、当社グループの事業内容に沿った開示に努めるため、開示セグメントを以下のように変更いたします。

【現状】

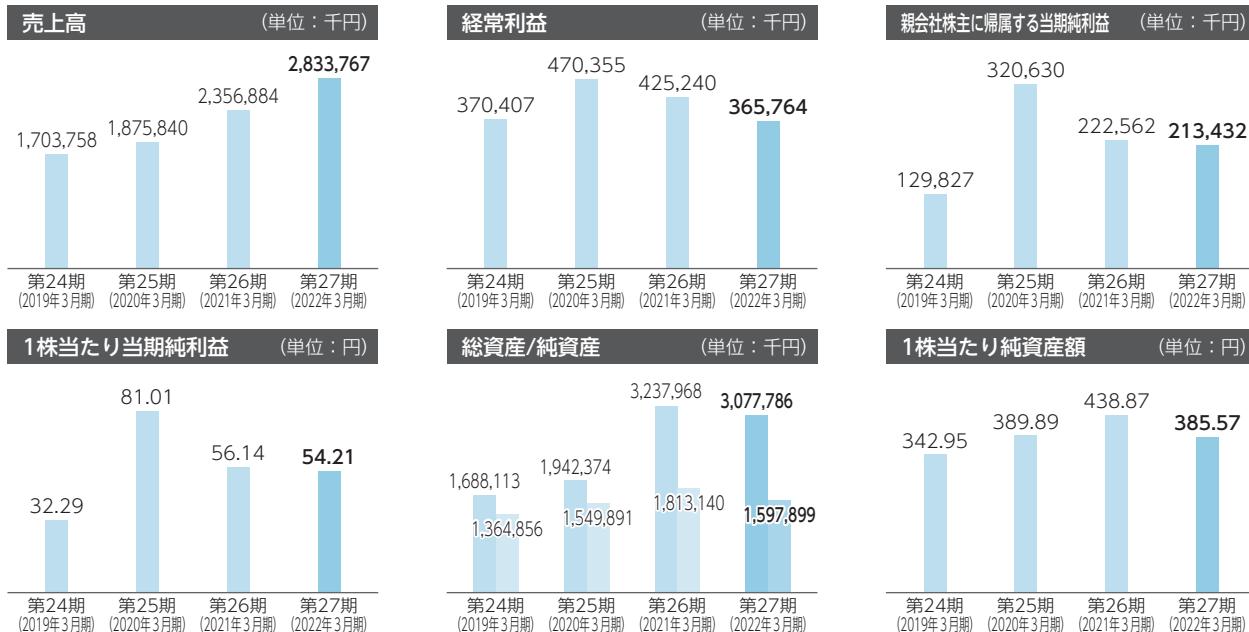
エンタープライズ・ソフトウェア	CRM	SaaSプレミアム版 SaaSスタンダード版 WEBCASオンプレ
	CMS	コネクティCMS・CDP
デジタル・マーケティング運用支援	CRM	WOWメール運用支援コンサルティング FUCA
	CMS	コネクティ構築・運用
その他		受託開発
EC事業		ベビー服販売（ままちゅ）

【変更】

エンタープライズ・ソフトウェア	コミュニケーションプラットフォーム	WOW SaaSプレミアム版
		WOW SaaSスタンダード版
		WOW オンプレ
	CMS	コネクティCMS
大規模Web開発	CDP	コネクティCDP
	構築	コネクティ構築・コンサルティング
	運用	コネクティ運用
コミュニケーション支援・コンサルティング	コミュニケーション	WOWメール運用支援コンサルティング FUCA
		ニューストリーム （スペースシップとの合併新設会社）
	CDP	コネクティCDP運用・コンサルティング
その他		受託開発 ベビー服販売（ままちゅ）

- ⑤ 当連結会計年度において実施した当社グループののれん及び無形固定資産の取得を含む主な設備投資の総額は397,588千円であります。
- ⑥ 資金調達の状況
当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高 (千円)	1,703,758	1,875,840	2,356,884	2,833,767
経常利益 (千円)	370,407	470,355	425,240	365,764
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	129,827	320,630	222,562	213,432
1株当たり当期純利益 (円)	32.29	81.01	56.14	54.21
総資産 (千円)	1,688,113	1,942,374	3,237,968	3,077,786
純資産 (千円)	1,364,856	1,549,891	1,813,140	1,597,899
1株当たり純資産額 (円)	342.95	389.89	438.87	385.57

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社FUCA	21,940千円	87.7	Webサイト及びメールマガジンの戦略立案・企画・制作・分析サービス事業等
株式会社ままちゅ	50,000千円	100.0	ベビー服ECサイト「べびちゅ (Babychu)」の運営
株式会社コネクティ	190,450千円	66.7	SaaS 型クラウド CMS 製品の提供及び Web デザイン・運用

(4) 対処すべき課題

① 収益力の更なる向上

当社グループは、月額課金型で安定的に売上を計上でき利益率も高いクラウドサービスに注力するとともに、既存顧客を成功へ導く重要な役割として、顧客情報の活用等により導入初期段階の課題を解決し、継続的な運用サポートを提供するカスタマーサクセス体制を構築しました。今後、顧客の利用状況等を様々な角度から分析し更なる改善に繋げて行くことにより、解約率の低下とARPUを向上させることにより収益の安定と向上を図ってまいります。また、グループ会社製品との連携サービスや新製品の提供により更なる収益向上を図ってまいります。

② 販路の拡大

小規模である当社グループが、販売力を強化するにあたって、自社の営業人員のみで対処するには限界があります。当社グループ製品やサービスのコンサルティングから導入サポートまで一貫して行えるパートナーの育成や、他企業との業務提携にも引き続き取り組んでまいります。

③ ブランド力の強化

ソフトウェアプロダクトの販売を主力事業とする当社グループにとって、一定の市場シェアを確保することは非常に重要であり、そのためのブランド力強化は大きな課題です。従来のインターネット上のリスティング広告に加え、ニュースサイトやポータルサイト、雑誌などへの広告掲載、社名変更やイメージキャラクターの採用、経営者や社員の露出度を高めることによる認知度の向上など、多角的にブランド力向上を進めてまいります。

④ 新技術の研究開発

IT・ソフトウェアやマーケティングに関する技術は日進月歩で次々に新しい技術が生まれており、既存の技術も変化しています。これらの技術トレンドを素早く察知し当社グループの事業への影響を見極め必要に応じて対応していく必要がございます。顧客の満足度を高めるべく、今後もソフトウェアプロダクトの機能向上、提供インフラの維持向上を図ります。

⑤ ソフトウェアプロダクトの品質強化

クライアント企業からの信頼の維持、ソフトウェアの不具合に対応するための業務を削減することによる業務効率化の推進、及び今後の海外展開に耐えうる品質の確保を目的に、テストの強化などを通じ、ソフトウェアプロダクトの品質強化を図ります。

⑥ 人材の活用及び女性の活躍の機会の更なる拡大

当社グループは、持続的な成長を担う人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。今後も、社員教育制度の拡充に努めるとともに、多様な人材が活躍できる企業風土の醸成に努めてまいります。

なお、当社は2022年3月末現在で全社員118名のうち男性57.6%、女性42.4%となっております。また、女性の役職登用者は、現在28名（うち管理職2名）となり、役職者のうち38.89%が女性ということになります。このように当社では積極的に女性の採用、役職者登用を推進しております。また、国内の人材だけではなく、2021年1月に中国で新卒者の採用活動を行い2名の内定を出しました。コロナ禍の影響で現時点では入国できておりませんが、これまで中国、韓国、インドなどの採用実績があり、今後も外国人の採用を進めてまいります。中途採用につきましては、単なる欠員補充にとどまらず、管理職の採用も行っており、2021年3月以降3名の実績があります。このように当社は多様性を重要視し、企業価値の向上に努めております。なお、今後の採用目標（2022年度）については、前年実績（2021年度）と同等もしくはそれ以上を掲げております。今年度より、これまでOJT主体であった社内教育について教育研修専任のチームを立ち上げ、新卒者及び中途採用の教育研修に向けた体制を構築しました。また、中国からの新卒者採用を行い、入社前に日本の生活習慣や文化をレクチャーするなど仕事を行う上での適宜必要な研修メニューを加えております。このように、国籍や性別などにとらわれることなく、一貫して教育が受けられる体制を整え、個性を尊重しそれぞれの成長を目指しています。また、リモートワークを推進し、コロナ収束後も開発部門は基本的にリモートワーク主体など、柔軟な働き方を実践してまいります。このように、個々の持つ才能や強みを活かし、より成長できる、働きやすい環境作りを実践しております。また、その実施状況につきましては、適時当社ホームページ（<https://www.wow-world.co.jp/>）にて公表してまいります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急時対応のテレワークへの関心の高まりなどを背景に、今後IT投資がより加速することが予想されます。一方で、感染症拡大の長期化に対する懸念や企業活動の更なる制約により、景気の先行きについては予断を許さない状況にあります。当社グループといたしましては、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大による大きな影響は見られておりませんが、先行きについては不透明であることから、現時点で入手し得る適正かつ合理的であると判断する一定の条件に基づき事業計画を策定しており、今後の事業環境の推移を注視し、見直しが必要と判断した場合には適時開示してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
エンタープライズ・ソフトウェア事業	① 「WEBCAS」シリーズの企画・開発及び販売 ② 「WEBCAS」シリーズの保守サービス ③ 「Connecty CMS on Demand」の企画・開発及び販売
デジタル・マーケティング運用支援事業	① 「WEBCAS」シリーズを活用したインターネットマーケティングのプランニング・コンサルティング、メールコンテンツの企画・制作 ② eコマース売上増強にかかるコンサルティング ③ 画像加工・イラストレーション・Flash・ストーリーミング等を使用したホームページ、ウェブコンテンツの企画・制作 ④ 「Connecty CMS on Demand」を活用した運用、大規模Web開発
その他の事業	① 「WEBCAS」シリーズの付加機能開発 ② その他企業業務システム及びアプリケーションの受託開発
EC事業	① ベビー服ECサイト「べびちゅ (Babychu)」の運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区
大 阪 支 店	大阪府大阪市

② 子会社

株 式 会 社 F U C A	東京都渋谷区
株 式 会 社 ま ま ち ゅ	大阪府大阪市
株 式 会 社 コ ネ ク テ イ	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
220名	21名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118 (5) 名	17名増 (2名増)	32.6歳	5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の男女別内訳は、男性68名 (約58%)、女性50名 (約42%) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	365,600千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,504,000株
- ② 発行済株式の総数 3,999,084株
- ③ 株主数 4,555名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC1 EQ CO	273,700	6.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	244,900	6.12
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	236,600	5.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	232,500	5.81
槇 野 修 成	142,000	3.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75960口)	132,660	3.31
山 沢 滋	103,200	2.58
美 濃 和 男	93,939	2.34
西 田 徹	92,500	2.31
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	76,300	1.90

(注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75960口) が所有する当社株式132,660株は当該自己株式には含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 4名に対して交付した譲渡制限付株式の株数は、8,521株です。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	美 濃 和 男	経営企画室、マーケティング部、経営管理部、社長室担当 株式会社FUCA取締役会長、株式会社コネクティ取締役
専務取締役	中 西 康 治	新製品サービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネジメント部担当 株式会社ままちゅ代表取締役社長
取締役	磯 貝 浩 貴	コンサルティング営業部 部長
取締役	朱 田 晋 一	開発部 部長 兼 導入コンサルティング部担当、
取締役	服 部 恭 之	株式会社コネクティ代表取締役社長、株式会社コネクティラボ代表取締役社長、株式会社CONNECTY HOLDING代表取締役社長
取締役	宮 田 一 雄	ハンブル・マネジメント 代表
取締役	弘 子 ラ ザ ヴ ィ	サクセスラボ株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	長 山 裕 一	有限会社長山事務所代表 株式会社グローバルウォーター社外監査役 株式会社ままちゅ監査役 株式会社FUCA監査役 株式会社ゼスト社外監査役 株式会社コネクティ監査役
取締役(監査等委員)	川 名 愛 美	吉川邦光税理士事務所 Y・S・パートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役(監査等委員)	山 口 里 美	司法書士法人コスモ社員 株式会社グランサクシード代表取締役 行政書士法人みらいりレーション代表社員 一般社団法人日本リレーションサポート協会代表理事

- (注) 1. 取締役 宮田一雄氏、弘子ラザヴィ氏、取締役(監査等委員) 川名愛美氏、山口里美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 宮田一雄氏、弘子ラザヴィ氏、取締役(監査等委員) 川名愛美氏、山口里美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 川名愛美氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 取締役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額(千円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8 (2)	104,295 (6,300)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	19,800 (10,800)
合 計 (うち社外取締役)	11 (4)	124,095 (17,100)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度に計上した取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)5名の譲渡制限付株式報酬14,616千円、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)5名のストックオプション報酬19,929千円を含んでおりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第22回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名であります。また、この報酬等の額と別枠で、取締役(監査等委員を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として、2021年6月25日開催の第26回定時株主総会において、年額35,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名であります。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議によって決定する。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。
詳細は81ページに記載の通りであります。

④ 社外役員に関する事項

(7) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)川名愛美氏は、Y・S・パートナーズ株式会社の代表取締役社長及び吉川邦光税理士事務所を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)山口里美氏は、司法書士法人コスモ社員及び株式会社グランサクシードの代表取締役及び行政書士法人みらいリレーション代表社員及び一般社団法人日本リレーションサポート協会の代表理事を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役宮田一雄氏は、ハンブル・マネジメント代表を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役弘子ラザヴィ氏は、サクセスラボ株式会社代表取締役社長を兼任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・該当はございません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	宮 田 一 雄	当事業年度において開催された取締役会17回中16回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役	弘 子 ラ ザ ヴ ィ	当事業年度において開催された取締役会17回中16回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 名 愛 美	当事業年度において開催された取締役会22回中22回、監査等委員会23回中23回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	山 口 里 美	当事業年度において開催された取締役会22回中22回、監査等委員会23回中23回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

(注) 取締役 宮田一雄氏、弘子ラザヴィ氏は2021年6月25日開催の第26回定時株主総会にて選任された後の取締役会の開催回数及び出席回数を記載しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役服部恭之氏、宮田一雄氏、弘子ラザヴィ氏、各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月25日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式およびストックオプションとする。譲渡制限付株式は原則毎年、ストックオプションは各々の未行使残高等を鑑み適宜付与することとする。

なお、これら非金銭報酬等の金額、株数、個数などについては、当社の業績、職責などを総合的に勘案の上、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績水準及び当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬案を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬の種類別の割合については、常勤取締役の場合、原則、金銭報酬を8割程度、非金銭報酬を2割程度とし、当社の業績、職責などを総合的に勘案の上、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議によって決定する。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

制定 2021年2月25日

改定 2021年4月15日 (4. に「常勤取締役の場合、原則、金銭報酬を8割程度、非金銭報酬を2割程度とし、」を追記した)

(3) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスを基本とした透明性の高い迅速なシステムの構築及び経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築しつつ、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現するのがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

現時点では、特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本的な考えは、新規事業投資や研究開発投資等に必要な内部留保は従来どおり行いつつ、配当金による利益配分を行っていく方針であります。当連結会計年度については、1株当たり30円（配当性向（連結）55.3%）といたします。

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。また、剰余金の配当の基準日は、期末配当は毎年3月31日、中間配当は9月30日、そのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在	科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,431,215	流動負債	828,804
現金及び預金	888,221	買掛金	41,264
受取手形、売掛金及び契約資産	387,231	1年内返済予定の長期借入金	166,284
商品	16,941	未払金	25,439
貯蔵品	1,534	未払費用	52,888
前払費用	37,016	未払法人税等	54,803
未収入金	569	未払消費税等	37,093
預け金	87,444	預り金	14,732
未取還付法人税等	9,877	契約負債	363,755
その他	2,379	賞与引当金	61,639
固定資産	1,646,571	資産除去債務	9,907
有形固定資産	163,666	その他	997
建物	66,599	固定負債	651,083
減価償却累計額	△36,108	株式給付引当金	64,589
工具、器具及び備品	287,735	長期借入金	567,781
減価償却累計額	△154,520	株主優待引当金	5,554
無形固定資産	1,065,880	資産除去債務	13,158
商標権	1,302	負債合計	1,479,887
ソフトウェア	558,741	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	25,109	株主資本	1,452,124
電話加入権	149	資本金	322,420
のれん	465,576	資本剰余金	138,185
顧客関連資産	14,999	利益剰余金	1,218,110
投資その他の資産	417,024	自己株式	△226,592
投資有価証券	201,804	その他の包括利益累計額	38,669
長期前払費用	1,027	その他有価証券評価差額金	38,669
差入保証金	90,362	新株予約権	94,035
繰延税金資産	123,760	非支配株主持分	13,069
その他	70	純資産合計	1,597,899
資産合計	3,077,786	負債純資産合計	3,077,786

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	2,833,767
売上原価	1,279,472
売上総利益	1,554,295
販売費及び一般管理費	1,191,541
営業利益	362,753
営業外収益	14,446
受取利息	10
受取配当金	971
助成金収入	12,912
未払配当金除斥益	216
その他	334
営業外費用	11,435
支払利息	6,683
支払手数料	2,223
持分法による投資損益	2,404
雑損失	123
経常利益	365,764
特別利益	27,664
投資有価証券売却益	26,585
関係会社株式売却益	1,079
特別損失	15,871
減損損失	12,687
固定資産除却損	3,184
税金等調整前当期純利益	377,558
法人税、住民税及び事業税	103,438
法人税等調整額	56,107
当期純利益	218,011
非支配株主に帰属する当期純利益	4,579
親会社株主に帰属する当期純利益	213,432

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在	科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,145,485	流動負債	582,375
現金及び預金	799,736	買掛金	5,371
売掛金	227,580	1年内返済予定長期借入金	100,800
契約資産	368	未払金	9,880
貯蔵品	450	未払費用	34,142
預け金	87,444	未払法人税等	52,507
前払費用	28,776	未払消費税等	19,360
短期貸付金	20,120	預り金	10,796
未収入金	357	契約負債	297,355
仮払金	650	仮受金	380
貸倒引当金	△20,000	賞与引当金	51,781
固定資産	1,434,035	固定負債	345,125
有形固定資産	156,797	株式給付引当金	64,589
建物	43,581	長期借入金	264,800
減価償却累計額	△17,583	株主優待引当金	5,554
工具、器具及び備品	275,502	資産除去債務	10,181
減価償却累計額	△144,704	負債合計	927,500
無形固定資産	337,240	純資産の部	
商標権	1,302	株主資本	1,519,314
ソフトウェア	310,678	資本金	322,420
ソフトウェア仮勘定	25,109	資本剰余金	138,688
電話加入権	149	資本準備金	697
投資その他の資産	939,997	その他資本剰余金	137,991
投資有価証券	201,804	利益剰余金	1,284,797
関係会社株式	588,421	利益準備金	52,687
長期貸付金	30,070	その他利益剰余金	1,232,109
長期前払費用	450	繰越利益剰余金	1,232,109
差入保証金	24,940	自己株式	△226,592
繰延税金資産	103,700	評価・換算差額等	38,669
貸倒引当金	△9,389	その他有価証券評価差額金	38,669
資産合計	2,579,520	新株予約権	94,035
		新株予約権	94,035
		純資産合計	1,652,020
		負債純資産合計	2,579,520

損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	1,759,157
売上原価	542,183
売上総利益	1,216,974
販売費及び一般管理費	800,085
営業利益	416,889
営業外収益	10,994
受取利息	8
受取配当金	971
雑収入	2,348
受取手数料	120
助成金収入	7,329
未払配当金除斥益	216
営業外費用	25,950
支払利息	2,634
支払手数料	2,223
貸倒引当金繰入額	21,072
雑損失	19
経常利益	401,932
特別利益	35,407
投資有価証券売却益	26,585
関係会社株式売却益	8,822
特別損失	3,184
固定資産除却損	3,184
税引前当期純利益	434,155
法人税、住民税及び事業税	102,453
法人税等調整額	50,035
当期純利益	281,667

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社WOW WORLD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社WOW WORLDの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOW WORLD及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社WOW WORLD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WOW WORLDの2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役を当社取締役が兼務し、監査役も当社の監査等委員長が兼務しており、毎月開催の取締役会において事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社法計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査の関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

④ 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- (イ) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (ウ) 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (エ) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社WOW WORLD 監査等委員会

監 査 等 委 員 長 山 裕 一 ④

監 査 等 委 員 川 名 愛 美

監 査 等 委 員 山 口 里 美

(注) 監査等委員川名愛美及び山口里美は、会社法第2条第15号及び第331条6に定める社外取締役であります。

以 上

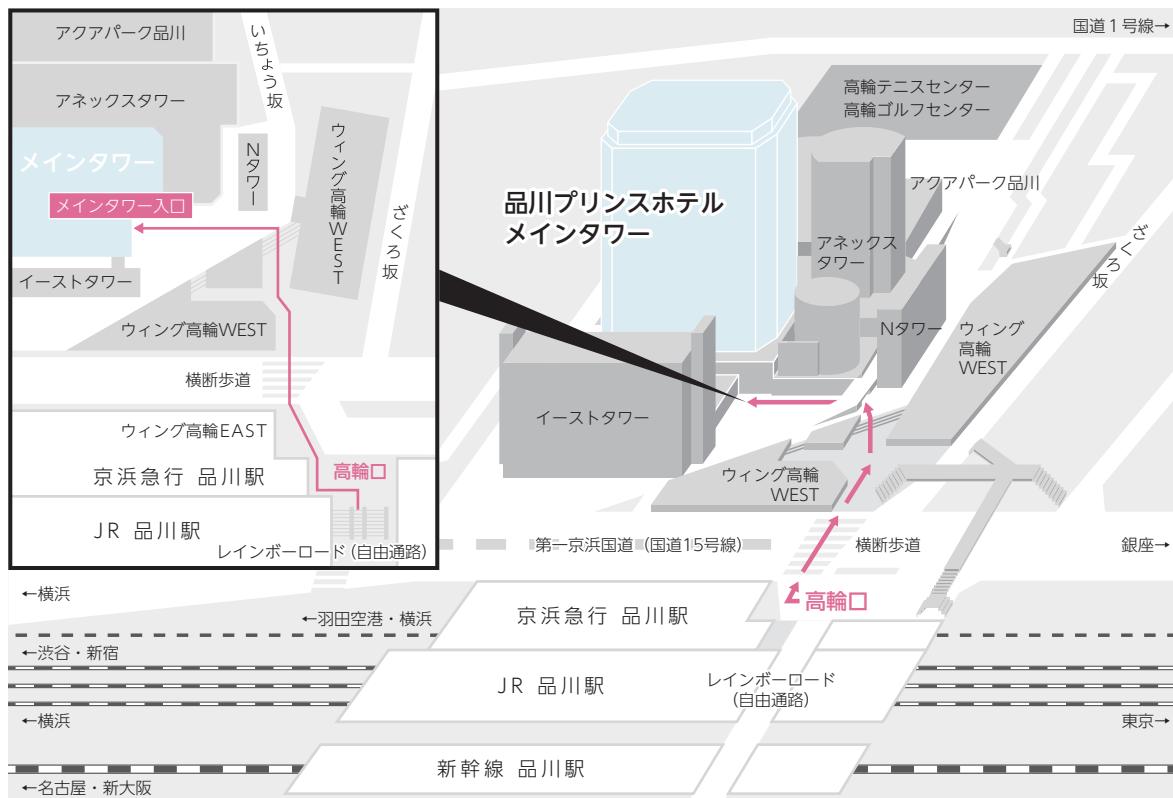
定時株主総会会場ご案内図

会場

品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15
東京都港区高輪四丁目10番30号

交通

品川駅 (JR線・京浜急行線) …… 高輪口から徒歩約3分



[お願い]

※当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで15階までお越しく下さい。

当日の受付は15階の会場受付で行います。

※ご来場之际しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会終了後に事業説明会の開催を予定しておりますので、ご案内申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。